

(事務局) 定刻になりましたので、ただいまより第1回社会資本整備審議会河川分科会安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討委員会を開催いたします。

私、本日の進行を務めさせていただきます都市河川室長の池田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本委員会は、国民の安全・安心を持続可能にするための今後の河川管理の在り方につきまして、効率的かつ専門的な御審議をお願いする場といたしまして、平成17年12月13日付で河川分科会に設置されたものでございます。当委員会の委員長につきましては、河川分科会会長の御指名により、近藤委員が務められることになっております。

まず、本日の会議に先立ちまして、当委員会の委員を御紹介させていただきます。

近藤委員長でございます。

委員でございます。

委員でございます。本日、御都合により代理の方の出席になっております。

委員でございます。

委員でございます。

委員につきましては、後ほど遅れて来られるということでございます。

委員でございます。本日、御都合により代理の方の出席でございます。

委員でございます。

本日、委員並びに委員につきましては、御都合により欠席ということになっております。

また、お手元に配席表をお配りしておりますので、事務局出席者の紹介につきましては省略させていただきます。

引き続きまして、お手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。

議事次第、配席表、本日の出席者のメンバー、資料1から資料5まででございます。あと、参考資料がございます。資料番号につきましては、右肩につけております。資料に不備がございましたら、お申しつけください。

それでは、引き続きまして、本日、渡辺河川局長がごあいさつを申し上げる予定でしたが、所用のため遅れておりますので、河川局次長よりごあいさつを申し上げます。

(河川局次長) おはようございます。河川局次長の押田でございます。

本日は、年の瀬の押し迫った中、安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおりでございますが、昨年以來、全国各地で豪雨による浸水被害が相次いで

おりまして、河川管理の現場も非常にいつになく緊迫した状況が続いているような状況でございます。昨年度は、豪雨災害対策総合政策委員会ということで御提言をいただきまして、アクションプランという形で緊急の施策を動かしていただいたわけですが、今年に入りまして大規模降雨災害対策検討委員会ということで、また改めて御提言を今いただこうとしているところでございます。今、予算も大詰めでございますが、国民生活の安全・安心というテーマは、ある意味では河川行政のみならず、国土交通行政全体のキーワードみたいな形になっておりまして、河川管理の面でも国民生活の安全・安心という課題に応える意味で、的確な河川管理をどう進めていくかということが一番の課題になっているところでございます。

また同時に、河川管理は従来のものとは異なりまして、社会的なニーズも非常に多様化してきております。不法占用を初めとする不法行為への対応でありますとか、あるいは流域住民の皆さんとかNPOの皆さんとどう連携をとっていくかということもございまして、情報提供をどうするのか、非常にきめ細かな河川管理が求められているところでもございます。そういう意味で、私どもも持っております問題意識を御説明させていただきますので、是非、活発な御意見・御議論をいただきたいと思っております。

河川局は例によりまして、また年度内に御提言をいただきたいという大変タイトなスケジュールで誠に恐縮でございますが、いただきました御提言につきましては、来年度以降の河川管理の実務に生かしていきたいと思っておりますし、また、必要に応じて予算でありますとか、税制あるいは法律といった形で対応してまいりたいと考えております。大変タイトでございますが、是非活発な御議論をいただきたいと思っております。

そのようなことでございますので、私どもの問題意識をおくみ取りいただきまして、忌憚のない御提言・御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、これより議事に入りたいと思っております。近藤委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長) 近藤でございます。最初にごあいさつさせていただきますが、私は、昨年台風が10個も日本に上陸したということで、今、次長さんからお話があった豪雨災害対策総合政策委員会の委員長として答申を取りまとめました。そのときに大きな課題として、少子高齢化社会に向かうに当たって、これから国の投資余力も少なくなるだろうと。同時に、守られるべき人たちも高齢化してきて、災害弱者というような形で防災力が大変難しくなる時代になる。同時に土地利用も高度成長経済時代のように氾濫常習地帯にニュータ

ウンが建設されるようなことはなくなる。そうしたら、一口に言えば守るべきところは守るぞということで答申をまとめた次第であります。

その中に、やはり管理が大変重要なんだと。ただ、霞が関で書くと一律にちゃんと管理をなさいということになるんですが、例えば、東京の利根川と北海道の天塩川では全然違うんじゃないかと。正直言って、こういう川だったらここしか守らないよということを書いておくことも大事なんじゃないかと考えました。同時に、やはりここはしっかり守らなければいかんと。そのためには必要な金はちゃんと示さなければいかんし、また、住民の理解も得なければいかんし、いざとなったときには皆さんの御協力を得なければいかんということを明らかにする必要がある。我々の守る力はこれが限度なので、国民の皆さんにわかってもらうということも大事なかなということでした。各河川に管理基準をつくってはどうかというような御提言をいたしました。その提言の一端として今日の委員会になったと思います。資料4を今見ていて、とてもじゃないけれども来年3月にまとまり切らんとも思いました。また、御列席の皆さんもそれぞれ持論のある方なので、提言していただきたい。この委員会は大いに発散をするでしょうが、その中から最小限3月にはどれをまとめて、どれを引き続き検討ということにしてはいかがかなと今思います。とても私にはとまめる自信はないわけですが、これからの社会に向かって、国民にこれだけはしっかりやっていくんだということを明らかにしていくことが大事なのかなと思いました。

それから、道路管理と河川管理は比較されるわけですが、道路は穴が開いていると車が突っ込んで、すぐ裁判になって金を払わなければいかんというのでピリピリするわけですが、河川の方はのんびりしているというわけではありませんけれども、穴とはっきりしているわけではなくて、一律には見ていながらどこが大きな欠陥になるのかわかりにくい。仮に災害が起こったときに、あそこをどうしておけばよかったという責任問題になります。道路の場合は人が亡くなっても数人ですから、幾ら国が貧乏でも金が払えないということはないんですが、仮に利根川が決壊すると、これは政府がひっくり返るぐらいのお話になります。日常、平均的に期待されるこういう管理をやっているんだということを知っていただきながら、法律上どこまでが責任だということも自覚しながら、現場で対応すべきことを明らかにしていくことも大事なかなと思います。

それから、河川という大事な土地であります。これは河川管理者が管理しているんですね。水害のないときは動植物の宝庫でもあり、住民の皆さんの遊び場でもあります。そうするとそれぞれの行政が口を出したくなるわけです。洪水対策ばかり考えていると、そっちがおろそかになって河川管理者も不信感を買う。最近の環境問題等についてもきめ細

かく対応していかなければならん、そういった視点がいろいろあると思います。3月に向かっていろいろ言っていた中で最小限、今、事務当局が必要なものは取りまとめ、なお、これから発散した問題は大きいにもまた議論する機会をつくっていただくということで、最初に委員長の無能ぶりを披露しまして、皆様の活発な御議論を期待したいと思います。

河川分科会長の指名により、私が委員長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は第1回目でございますので、最初に、本委員会の検討の進め方と河川管理の現状と課題について、まず共通の認識を持った上で、今後議論していく論点について審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) この委員会に関しまして説明をさせていただきます、治水課長の関でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明をさせていただきます。

まず、検討の進め方ということでございますが、資料2をごらんいただければと思います。先ほど委員長、それから、次長の方からお話ございましたが、そもそも豪雨災害対策総合政策委員会の提言というものを一つ基本にしてございます。これは、参考資料で別途つけさせていただいておりますが、その中で集中豪雨の多発、それから、河川管理施設の適切な維持管理の重要性。それから、河川管理施設の増加、非常に数が増えてきていること。それから、厳しい財政状況等を踏まえ効果的・効率的な河川管理が必要であるという提言をいただいております。これをより深めていくということが一つの大きな柱として考えております。

それから、現在、御議論いただいております大規模降雨災害対策検討会における検討の中で、特に規模の大きなといいますか、長時間にわたり非常に高い水位が継続するといった洪水に対する計画あるいは管理、それから、いわゆる川に入り切れない支川等の水の問題であります内水被害の対応。それから、都市部における非常にこれも降雨規模の大きな、100mmを超えるような降雨にどう対応するか、こういったことが今現在、議論をされております。

一方で、近年の社会的背景として、ここにはいわゆる河川空間への不法占用であるとか不法投棄、これは後ほど事例の中でまた御説明させていただきますが、こういったものが非常に増えておりますし、程度もひどくなっているということがございます。一方、住民やNPOの方々との連携による河川管理というものが、社会的な要請としても強く求められているといった社会背景がございます。

このほか、水害に関しましても最近、非常に少子高齢化、特に高齢者が多いということで、死者が非常に増えているというような水害の質が変わってきている。あるいは、これも後ほど御説明しますが、限られた河川空間の中で人々の利用あるいは自然環境、そして、治水等々のさまざまな目的が競合し、限られた資源をどう配分していくのか、どうすみ分けていくのか、こういったこともより大きな課題として求められていると思っております。

こういったものに対し、右側でございますが、ひとまず安全・安心が持続可能な河川管理のあり方とさせていただきまして、これを目指して検討するということで大きく2つに分けてございます。今後の河川管理の在り方を検討する中で河川管理の水準、それから、特に河川管理の中における危機管理という観点、それから、住民の皆様あるいはNPOの皆様との連携の在り方、そして、河道・河川そのものあるいは施設、それから、河川環境の保全との調和の在り方、これを内数として在り方を検討いただければと。

それから、もう一つ大きな柱として、地域の特性に即した河川管理の在り方。河川は全国で標準的なあるいは一定のルールに基づいたというような側面と、非常に地域あるいは河川ごとに特性を持っているという側面がございます。そういう意味で、地域の特性に即した河川管理方針あるいは河川管理の在り方、更には河川管理の基準の枠組みといったものも併せて御議論をいただければと。

なお、現在、当委員会に関連するというところでございますが、河川維持管理技術に関します検討会を別途お願いしておりまして、技術的な側面からの管理ということにつきまして検討を既に始めていただいております。また、この委員会でも適宜御報告をさせていただくというふうに考えております。

また、一方で、河川管理施設の中で特に大物で動力を使い、鉄等の素材からなりますゲートであるとかポンプといったものを河川管理施設の管理の在り方につきまして、これは昨年度よりやはり専門家の皆様をお願いいたしまして、管理の在り方というものを検討していただいております。特に、ここで1点だけ触れさせていただきますと、従来時間管理、時間が経てば更新をしていくという更新の仕方から、状態管理、時間が経って大丈夫なものはそのまま維持し、時間が短くても特に変化したものは交換していくといった時間管理から状態管理へという観点で御議論をいただいております。こういった御検討をお願いし、最終的には治水機能の維持により国民生活の水害に対する継続的・持続的な安全・安心の実現を目指すというふうに考えております。勿論、本委員会の御議論の中でこういった検討のフレームそのものにつきましても、御議論をいただければと思います。

それから、1ページおめくりいただければと思いますが、併せまして今回、河川管理と

いった場合、非常に広範にわたります。河川管理を少し分類してみたらということで、たたき台的に整理をしたものがこの図でございます。分け方、縦方向に少し目的あるいは空間的な定理といった観点から分けまして、どのようなものがその中に入っていくか。少し俯瞰・鳥瞰していただければというつもりでつくったんですが、なかなか正直言ってまだうまくできていないところがございます。そういう意味で施設整備、それから、施設管理、利水あるいは利用、環境、それから、財産管理というふうに分けております。この中で、それを幾つか分けたわけで特に議論として赤い実線で取り囲んだところ、非常に幅が広がりますので、河川管理の議論としては全体として進めると考えておりますが、その中でも結果的にはほとんどに「 」がついたわけでありましたが、この赤い実線で囲んだ項目を中心に御議論し、河川管理の在り方をアドバイス・御提言いただければと考えております。勿論、これ以外に治水、防災あるいは危機管理という観点でのくくり、あるいは環境というくくり、あるいは水質、水量、水循環、あるいは特に最近重要となっております情報といった整理の仕方もあろうかと思っております。

もう1枚おめくりいただきますと、後ほど河川管理の現場の実態を御説明させていただきますが、大体大きくこのような流れになっているということでまとめたものでございます。まず、河川の状態の把握という左側が基本になっておりまして、この状態を把握した上で何らかの対応をとって、状態の保全・維持を図っているということでございます。

状態の把握に当たっては、調査・観測ということで、測量しましたり水質の調査をするとか、降雨を測る、あるいは堤防の様子を見る、施設の状況を見るといった状態把握。それから、巡視・点検と書いてございますが、ふだん河川の空間を回ることによりまして、ものが捨てられているあるいは壊れている、そういったものを見つけるという、こういったものが状態の把握でございます。

そして、こういったものにそれぞれ対応しまして木を伐採したり、あるいは掘削したり補修したり、そして、不法行為には是正指導等をし、先ほどの保全・維持ということで図っていくということでもあります。

また特に近年、維持点検結果等の公表をすることによりまして、社会的評価というものも受け、より明確化することによる品質の確保を図るということも重要になっております。こういったものを通じて、国民の皆様からの安心感あるいは信頼感を得るということも重要な目的と考えて進めてきているところでございますが、まだまだ不十分な点が多いというふうに認識しております。

これが全体のフレームでございまして、今後、先ほど次長の方からも御説明させていた

いただきましたが、1月に現地を具体的に河川管理の状況がどのようになっているかということ、資料5でございます。A4の1枚紙でございますが、委員の皆様方の御予定を伺いまして、多くの方が出ていただける日で既にセットをさせていただいております。1月13日、東京近郊で考えてございますが、現地を見ていただきます。非常に管理のいいところ、悪いところ両方見ていただこうと思っております。そして、2月、3月ということで御審議をお願いできればということで考えております。なお、取りまとめにつきましては、先ほど委員長からお話ございましたので、その時点時点で御判断をいただいでいくということをお願いいたします。

以上、今後の検討の進め方について説明をさせていただきました。

それでは併せまして、A3の一番大きい資料でございます。資料4「河川管理の現状と課題」ということで御説明をさせていただきます。

大きく1ページ目に目次がございますが、29項目ございます。限られた時間ですので、簡潔に説明をいただきますので御容赦願います。

まず、1ページでございますが、河川と洪水ということでございまして、日本の河川あるいは洪水、地形の特徴を書いております。よく言われることで急勾配であって流速が速い、あるいは洪水時の水位は周囲の土地よりも高い状況等が書いてございます。これは日本の治水にとって必ず堤防が不可欠である、堤防というものの存在を前提にした管理というものが中心となるということにつながってきております。

それから、洪水氾濫域に人口が集中するという、諸外国ですと余り管理の必要ない河川というものもあるわけですが、日本の場合は非常に大きな川から、こんな川まで管理するのかというような小さな川まで管理が必要だということが、こういった人口の稠密さというところからつながってきていると考えております。

それから、近年の豪雨ということでございますが、計画を超える出水が非常に続いている、あるいは実力をを超える出水が続いているということで、そういった意味からも危機管理という側面の重要性が出てきていると見ております。

もう1ページおめくりいただきますと、これは日本の国土の特徴ということでございまして、特に右側の円グラフをごらんいただければと思いますが、日本の国土面積は世界の0.25%にすぎないわけでありますが、自然災害においては世界の15%というものを担わざるを得ないというのが、これまでの実態としての災害被害の状況でございます。

それから、河川にかかわるものは水害にかかわらず地震等により施設が、昨年の中越地震も含めまして非常に大きな被害を受けているという、自然の外力としての原因も多岐に

わたるといものが、もう一つの特徴でございます。

3 ページ目でございます。全国の河川の整備の水準ということでございまして、左側にございます、これは国が管理している堤防の延長でございますが、現在の整備率は 58.4% ということで大体 6 割程度ということであります。それから、都道府県が管理している堤防に関しましては、これは評価の仕方がこちらの方は載っておりませんが、大体 44% ぐらい、これが都道府県が管理している河川の整備水準でございます。

なお、今御説明した国が管理あるいは都道府県管理の延長は、恐縮ですが 13 ページに飛んでいただきますと、13 ページの左上にございますが、国管理が約 1 万 km でございます。そして、都道府県管理が 7 万 7,000km ということで、実際に河川を管理している延長がこのぐらいの規模、非常に膨大な延長を持っているということでございます。

それから、3 ページにお戻りいただきまして、現在、予算の真っ最中であるわけですが、引き続き公共事業あるいは治水関係の予算が非常に厳しい状況にありまして、ピークの半分ぐらいになっているという状況です。これは国に限らず都道府県も非常に厳しい状況に置かれていまして、特に都道府県においては維持管理費がほとんど出せないといったところも出てきてありまして、ほとんど予算なしでどう管理していくのかというふうに非常に悩んでおられる県も多いという状況になってございます。

4 ページでございます。河川につきましては、共通に議論できる安全度の水準とあるいは技術の一定の基準といったものと併せまして、それぞれ異なる特徴があるということでございまして、その特徴を例示したものでございます。左側から申しますと、周辺の開発あるいは密度、経済規模、こういったものから整理した大都市あるいは地方都市、それから、山間地域を流れる河川といった特徴の整理の仕方もあります。

また、右側にまいりますと河川の形状であります。特に、大規模な沖積平野では非常に高い大きな堤防があるわけで、こういった太田川等の状況、それから、名古屋の堀川でございますが、堤防がなくて掘り込むだけで一定の機能を確保できる、こういった形態のもの、それから、下にまいりますと山間・狭窄部におきます河川、それから、田園地帯、ほとんど水田地帯を流れますこういった吉田川のような例。それから、特にもう一つ重要なのは、上流から山が荒れている、あるいは地質的にもろいということで、非常に土砂の供給が多いといった上流からの影響を受けます河川、上流からの土砂の供給が多く河床に堆積し、河床が上昇傾向にあるといった河川。更に、最近の例でいきますと、非常に水質が悪い、悪化している河川、あるいは神戸のように流木が非常に流下する河川等々の分け方、見方があろうかと思えます。



次に5ページをお願いしたいと思います。出水時の対応ということでございます。おおむねどのような対応が出水時になされているかということをもとめてございまして、基本的にはいわゆる管理、コントロール可能あるいは制御可能といえますか、洪水そのものは直接制御できませんが、堰、水門・樋門、排水機場を動かすことによって、水位あるいは流量といったものを動かしていく、変えていくといった、施設に確実に機能を発揮させるというための事務所あるいは、これは都道府県もそうですが、一緒に体制をつくってございます。

それから、特に重要なものとして、リアルタイムでそのときの危険な程度あるいは安全な程度といったものを把握するための情報を収集し、自ら河川管理に生かすと同時に地域へも提供することにより、避難等の行動に結びつくということを目指してございまして、とりわけ洪水時における各種の水位情報、危険度の程度等を示します水位情報を水防法等の改正により地域に伝達するということを広範な地域で取り組んでおり、現在も既に実用化して実際に取り組んでいるところでございます。

次に、6ページをお願いしたいと思います。実際に災害発生時の緊急対応ということでございます。これは下にそれぞれ写真のところに発生年月日を書いてございます。近年の災害の状況をまとめたものでございまして、破堤状況ということで、これは今回御出席いただいています豊岡市を流れます円山川の破堤状況ということでございまして、ちょうど21日の10時ごろの状況、それから、26日には緊急復旧ということで、洪水が町の中に流れるのを止めた、青いのは土のうを積み上げた状況でございます。そして、本格的な復旧に入っていくということで、アメリカのニューオーリンズの場合は、この緊急復旧が非常に難しく、すぐできなかったということがございます。

それから、下にあります被災状況ということで、大事にまで至らなかった施設が損壊をしている、このまま放置しますと更に大きな災害に直結するというので、緊急維持対応をしております。

それから、右側では昨年の中越地震におけます堤防の損壊状況でありまして、この後すぐ出水があった場合、昨年は出水、地震という順番でございましたが、これが地震、出水という順番でしたら非常に大変だったわけでございますが、緊急的に地震の後出水に備えたための対応をとって、堤防の形を整えるとともに非常にまだ弱いものですから、ひとまずシートで覆うことによって暫定的な機能を発揮させているというものでございます。

このほか、こういった緊急時に備えまして、さまざまな資材を備蓄し備えておくという体制も併せて実施してございます。

7ページでございますが、常時より堤防あるいは排水機場等の施設を整備するのと併せまして、いざというときの水防活動というものが防災の両輪となっております。そういう意味で水防団が出ることにより、下にございます堤防から水が漏れてしまう、あるいは堤防がどんどん崩れて、洪水により洗われて欠けていく、こういったものを水防団の力で抑えることによって堤防全体が壊れるというところまで直結しないように対応しているという例が実は非常に多くございます。表に出てきませんので、つい見落としがちであります。この水防なくしては、そんなことはありませんが、仮に水防をやめたとしましたら、破堤等の災害がボーダーを超えて増えるという、それだけの役割を持っております。ただ一方で、ある意味でボランティアと言ってもいいのかもしれませんが、水防団に加わる方々の年齢が非常に高齢化しているということが大きな課題となっております。

それから、8ページでございます。災害発生時の緊急対応、先ほど堤防の損壊等への対応がございましたが、もう一つ、広域的な支援という形で整理してございます。全国に現在ヘリコプターが7機、国土交通省のこういった災害対応ということで用意してございまして、いざというときの情報収集に非常に大きな力を発揮しておりますが、それ以外にも移動式の排水ポンプ車あるいは照明車、CCTVのカメラということで現地の情報を的確に伝えることによりまして、その後の応急対応を速やかに、しかも、適切なものにするという役割を非常に果たしております。これにつきましては、国の災害に限らず、市町村における災害、市町村が直接対応する、ある意味で小規模な災害に対しても積極的に連携し、こういったものを使うことによりまして、災害の実質的な被害を軽減するあるいは早期の復旧にということにつなげてきております。こういったものも現在、質・量とも強化するという方向で取り組んでいるところでございます。

次に、河川管理施設の操作ということで御説明させていただきます。よく堤防に沿いまして樋門あるいは樋管、水門というものがございまして、支川から本川に入る水を本川の水位が高いときには支川の方に入ってこないようにする、低いときには支川の水をはくといった目的のために、特に、本川の堤防からの水が町の中に入ってこないように、いわゆる外水対策を第1の目標としてつくって、そして、内水が河川の方に入っていき、内水対策を2番目の目標といった形で設置しております。全国の樋門・樋管の数は後で説明しますが、相当数の樋門・樋管の数がございます。国が管理する樋門・樋管の数は、全国で1万3,000という非常に多くの数がございます。多くは市町村に委託しまして、市町村が地域の方に委託して、まさに地域の方、特に小規模なものほどそういった管理の体制をとってございます。大きな水門等につきましては、私ども出張所を置く等自ら直接管理すると

いうふうにしておりますが、この大半は小規模なものですので、そういった管理の体制をとっているところでございます。

この中でごらんいただきますと、11 ページでございますが、左側に河川管理施設数の推移というものがございます。特に 1960 年ぐらいから設置数、これは下に書いてあります堰、水閘門、樋門・樋管、ちなみに樋門と樋管というのは余り厳密な定義がございませんで、どちらかという樋門は少し大きめなものを呼んでおりますが、樋門・樋管、排水機場といったものの設置数、そして、大体 1965 年ぐらいから 1990 年ぐらいまで、非常に多くの施設が、特に高度成長期、土地利用、都市水害が激化した、こういった時期にも相当するわけですが、こういった状況でございます。特にこういったものが大体 30 年、ものによっては 40 年経ることによりまして磨耗したり、あるいは地盤沈下による影響を受ける等、老朽化、劣化という状況があります。特に著しいものは右下にございますが、新潟大堰、これは新潟市内にあります海と河川の間に設置している堰でございますが、波浪によりまして、幸い事なきを得たわけでございますが、見えない場所でゲートの溝が傷んでおりまして、場合によったら開かなくなる、動かなくなるといったことが幸い事前に発見できましたけれども、こういった状況も起きているということでございます。

また、特に樋門・樋管の操作に関しましては、昨年・今年の出水で非常に操作が地域で問題視されるということが多く出てございます。それは、出水に当たりまして操作する方自身も避難しなければならないということで、そこに張りついて操作することが非常に難しい。あるいは昨日、これは埼玉の志木市での新聞報道でございますが、水位が上昇することを予測して樋門を開けたまま退去した。結果、水位が上がらなかった、よって被害を助長したというようなことで、これは市の方が原因を究明して記者発表されているようですけれども、こういった問題が出ております。

次に、12 ページに進めさせていただきたいと思っております。ストックの適正な維持管理ということでございますが、ダムにつきましても設置数というものが右側の方にグラフで書いてございますが、国自ら管理しているもの、それから、補助、都道府県が管理しているもの、こういったものを合わせますと現在、管理ダムの数として国土交通省所管で 475 というダムが機能を発揮し、治水・利水に非常に効果を上げているところでございます。こういったダム本体そのものについては非常に寿命が長いものでございますが、ダムに付随して設置しております鉄関係あるいは計測器等でシステムといったものの老朽化というもの、これは適宜維持・更新をしたり補修をしているところであります。

それから、一部例えば中部地域等のように、地質的に非常にもろくて上流からの土砂の

供給が多いという地域では、計画しております土砂のダムにたまる堆砂量というものの推定よりも少し多めに土砂が堆積する、こういったダムにおける対応といったものが一つの課題となっております。

13 ページでございます。ストックの適正な維持管理ということでありまして、非常に堤防の延長が長いということで、全体で保護河川 14 万 4,000km ございます。これを管理していくということですが、その管理をするに当たりまして、幾つかの課題がございます。そして、川の特徴もいろいろあります。特に、左側に書いてございますように故郷の川、地域の方々の利用を大きな柱として河川の整備を進めたもの、あるいは自然環境を考え、これは福岡の北九州の撥川でございますが、治水安全度の向上と自然環境を考えて改修を進めた。あるいはバリアフリーということで、車いすの皆様方も河川の水辺に近づいて散策等できるような形で整備を進めたもの。あるいは桜づつみ。そして、超過洪水対応という形で、まちづくりと一体となって地域の再開発と申しますか、それと併せて整備をしていくスーパー堤防、高規格堤防といったさまざまな種類のものがございます。

14 ページをお願いしたいと思います。こういったストック、特に長もの、堤防と一言で申し上げますが、そこに先ほど申しました樋門・樋管、排水機場等と一緒に隣接しているわけですが、こういったものの施設点検を行っているわけでございます。通常でありますと、大体標準的なものになりますが、特に国の管理と県の管理というのが、川の規模、大きさ、それから、ある意味で重要度が違いますので少し違うところがございまして、国が管理しているところで少し例示的に申し上げますと、例えば、ここには書いてございませんが、堤防の草刈りというものは大体年に 2 回行ったり、それから、これは堤防の形状が変化しているか、崩れているか、穴が開いているか、そういったことを点検するために草を刈り、よく見られるようにするという目的で行うわけですが、そういった点検を岩木川あるいは旭川、これは除草をした後そういう意味で点検をしているというものでございます。大体特に都市部ですと 2 ~ 3 回、場所によってニーズによって変えております。

それから、昨年のように出水があった場合には、非常にあちこちで老朽化であるとか穴が開いていて水が漏れてしまったということがございます。そういう意味で緊急点検を行ったものでございまして、緊急点検を行った結果、国管理区間では要対策箇所が約 70 か所出てまいりました。水が漏れていたもの、それから、護岸が壊れていたもの、それから、土が崩れてしまっているもの、あるいはモグラによる穴、これは結構多くてなかなか苦慮しているところでございます。それから、都道府県管理の方は 905 か所ということで、や

はり内容としては同じように護岸の破損あるいは亀裂、堤防が崩れてしまっている、モグラといったものがあります。それから、施設の点検でございますが、樋管の点検、排水機場の点検といったものは、大体機械の専門家の方が月1回あるいは年1回と点検項目に応じて基本的にマニュアルあるいはルールがございまして、そういったものにより点検し、不具合を直して部品の交換をしているということでございます。

ちなみに、堤防の除草を行う目的でございますが、先ほどのり面の確認、堤防の確認と申し上げましたが、都市部では特に野火、火災が多うございます。枯れ草が非常に危険であるということ。それから、特に最近は枯れ草が茂っておりますと防犯上も危険であるということ。それから、逆に言うと、自然環境が豊かなところほどごみが捨てられやすいといった問題もありまして、非常に除草というものに対するニーズも逆に大きくなっている状況でございます。

一方で、都道府県の場合は非常に予算的に限りがあるということで、除草等あるいは点検ということがすべての箇所で行えるという状況にはなっていないのが現状でございます。

15ページをお願いしたいと思います。今、治水という観点でお話をさせていただきましたが、日常管理ということでございます。特に日常、大体国の場合は1日1回あるいは2日に1回ぐらいは全川を点検して回っております。大ざっぱな点検、マクロに見る点検と言ってよろしいかと思いますが、その中で不法占用、ものが捨てられるとかあるいは最近ホームレスの問題とかございますが、そういったものを見る、河川管理施設を見ると同時に不法行為を見つけ、指示・警告を出すといったことも併せて実施しております。日常的な点検の中で見つかったものが右側にありますが、堤防あるいは利用、ごみといったものを載せてございます。ひどいときには河川区域の中に盛土がなされたり、堤防が掘られたりとか通常考えられないようなものも見つけられております。

また特に、堤防等の巡視の重要性は、ふだんからこういったものを見ておくことによって、いざというときに役立つということが非常に大きく、日常的な点検と緊急時の点検というものをリンクさせ、一体的に進めていくということを中心に考えているところでございます。特に16ページ、今申し上げましたように、堤防に着目した資料にしてありますが、さまざまな変化がございます。特に、最近は堤防だけではなくて自然環境に関する植物の繁茂だとかそういったものも地域・場所によっては特に留意して点検するというようなところもございますし、モグラの穴、キタキツネの穴等もあるというのを一つ御紹介させていただきます。

それから、16ページの下でございますが、河川管理用道路のわだちの補修ということで、

こういったわだちで転ばれてケガをしたとか、あるいは事故で亡くなってしまった、こういったことも河川管理の現在一体的に責務として行っているところでございます。

17 ページは、同じく日常の点検の中で見つめられたというものでございまして、老朽化・劣化したものが突然、例えば、真ん中に護岸の損傷というのがございます。これは河川の水位が上がったり下がったりすることによりまして、護岸の下の土砂が吸い出されてしまう。なかなか外から見つけることが困難でございまして、突然護岸が沈下して壊れてしまうといったことがあるわけですが、そういったものを日常の点検の中で見つけていくということでございます。

18 ページでございます。先ほどから御説明しているものと重なってくるわけでございますが、特に樹林の影響等必ずしも十分伐採なり川の中の木の管理というものができておりません。そういうことで、下に赤と青の線で書いてございまして、川の中にあります樹林が洪水が出たときに、その樹林がちょうど洪水を堤防の方に向ける役割をしまして堤防の損壊、横方向に洪水が流れるというような役割を果たしてしまうことによって、堤防あるいは護岸が損壊するといったこともございます。

それから、右上でございまして、樋門、排水樋管に土砂がたまる。こういったものは機能の確保をするためにすぐに排除して、掘削をしたりしていくということもございます。

また、これはサギのたぐいだったと思いますが、吉井川では鳥類の糞によってその辺りの樹林が真っ白になっているということ。

あるいは、右下にまいりますと特に北陸、日本海側の河川で多いわけでございますが、冬季の風浪で河口が閉塞してしまいます。ちょうど砂がつながりまして、海と川が砂の山で切られてしまうというようなことがございます。この近傍でいきますと相模川の河口等がそういう状況になりまして、船が通れないということになりまして、こういったものを切り開いておくといったことも一つの日常管理の例でございます。

19 ページでございますが、冒頭でも申し上げましたが、いろいろな基礎的な観測・測量というものが、いざというときあるいは日常の点検の非常に貴重な情報となりまして、すべての基本になるというものでございまして、水位の観測を水位計で行い、あるいは雨量計で行い、こういったものを測ると同時に、河川の横断測量等を実施しております。

20 ページでございますが、河川区域内の利用の状況でございます。左側に河川の区域内国有地の占有状況ということでございまして、公園・緑地、こういった利用系と採草地、田畑といったものが非常に多くなっております。こういったものが占有されております。

また、川の中の土地は国有地という認識が一般にあるんですが、全国で平均しますと7

割ぐらいが国有地で、3割ぐらいが民有地であります。川によりまして、例えばこの近傍の相模川で申しますと、民有地が7割ぐらいだったと思います。官有地の方が少ないというように、これはこの川を整備してきた過程の中でそういった現象が起きているわけですが、川によって民有地が非常に多くて管理に苦慮していると。土地を持っておられる方には一定の権利が当然ございますので、そういったことももう一つの河川の管理の特徴としてございます。

また、右側の写真にございますように、多くの方が利用されるということで、こういった利用との兼ね合い、安全の確保ということも河川管理の重要なテーマとなっております。特に最近ではゴルフの練習、バイクの通行といったものをどう止めていくとか、危険行為を防止していくのかということも、なかなか難しい課題となってきております。

それから、21ページは明らかに不法行為等でございますが、車を捨てるあるいは廃材を捨てる、それから、船等の不法係留といったもの。特に最近ではごみの問題が非常に多くなっておりまして、ふだん川の中にありますと洪水のときに一気に集められまして、下流に流れていくといった課題も大きな課題としてございます。

それから、22ページ、これも不法占用等でございますが、ホームレスの確認数ということで右側にございます。結構河川は住みやすいというのか、多くの方が利用されているということで、全国で都市公園で1万という数字がございまして、河川では6,000ということで公園に次ぐ多くのホームレスの方が確認をされております。

それから、23ページにまいります。河川環境の空間的把握ということで、これまで河川水辺の国勢調査を行うことによりまして、鳥、魚、昆虫、植物等の特に国の管理する区間において中心的に行ってきたわけですが、把握を行ってきております。こういったものを基に、2番目に河川環境情報図とございます。これは右下に図が描いておりまして、河川環境情報図ということでございますが、こういった河川水辺の国勢調査等を基に、その河川環境の一定の評価あるいはどんな種がどこに分布しているのかを直轄の河川を整理してございます。これは昨年破堤した円山川の例でございますが、こういったものを基に、河川空間の占用であるとか工事であるとか管理というものを考えていこうという基礎的な情報を活用していくということで、環境と治水あるいは実際の整備というものをリンクさせていこうといった取り組みでございます。

また一方、河川空間の利用状況ということで左側にございますが、平成15年度のデータでございますが、2億人を超える方が年間利用されているという状況でございます。

24ページ、環境に係るテーマでございますが、左上は発電減水区間の水環境の改善とい

うことで、戦後等つくられました発電のために取水するというケースにおいては、下流に流量がほとんどない、あるいは全くないという河川がございまして、これは水利権の更新のときに、一定の量を下流に放流していくということで水利権更新を発電者と相談しながら進めてきておりまして、これは信濃川の例でございますが、水量の回復を図って、特にサケの時期等にはもっと増やすというような取り組み・整理をしてきている例でございます。

それから、水質事故というものも非常に各事務所は気を遣っているところでございまして、特にこの時期には、地方にまいますと灯油の流出が非常に多くて、毎週末職員が出動するというような、そういった事故対応というものも大きなテーマになってございます。

それから、自然環境でアユの産卵場の確保であるとか、これはホテイアオイ、非常に急速に繁茂しますので水質あるいは景観にさまざまな影響を与えますので、こういったものの外来種あるいはある種の害をもたらすといいますが、影響をもたらすもののアレチウリ等の除去といったものも管理の一貫として地域によって取り組んでいるところでございます。

市民団体との連携でございます。河川に関しては非常に多くの市民団体が行政と連携し、あるいは自らいろいろな取り組みを全国でなさっておられます。その取り組みの一端を紹介させていただいておりますが、いわゆる除草を行ったり、あるいは病院、子どもさんたちが遊ぶ、こういったものを手伝ったり、あるいは右下にございますが、施設の安全点検を春ぐらいに行いまして、多くの方が利用するところと一緒に点検する。あるいは水草の除去といった活動を一緒にやっております。

ちなみに、これは河川協会が少し前に調べたものでございますが、全国で河川にかかわる市民団体、NPOもございまして、どの程度あるのかというのをホームページを調べまして、概略2,000を超える団体がありまして、特にそのうち1,300ぐらいは行政と連携しているいろいろな管理であるとか、こういった活動をしているという調査がございまして、特に、そういった活動の中では水質保全や清掃という環境保全の取り組み、それから、動植物の観察、それから、イベントといった取り組みが中でも特に多いというふうな調査がございまして。

以上、概略、状況を御説明させていただきましたが、26ページ以降にこういった河川管理の在り方あるいは事故等さまざまな水害等あった場合に、一つのものを整理して、あるいは判断して考えていく基準となるものとして、主な水害訴訟の概要ということで載せさせていただいております。特に大東水害、加治川水害、多摩川水害、長良川水害訴訟と



ということで参考のため載せております。

それから、28 ページ、29 ページでございますが、先ほどごあいさつにもありましたが、自然公物としての管理の特性という観点から、河川・海浜あるいは海岸等、それから、道路・公園等、それから、いわゆる家電製品あるいは自動車という整理をしてみました。今後の議論の参考にしていただければと思いますが、その中で、特に河川・海浜等に関して言えば、法的な正確としては公共用物であるということと、それから、自然公物であるということ。それから、実態上の特性として、それ自体は自然状態ではありますが、いわゆる施設をいろいろ併せて設置し管理するという中で、経年的な劣化というような状況が生じていく。

特に、ここが一つのポイントであると思いますが、いわゆる管理をしていくということの難しさということで、いわゆる状態管理は一定程度可能ですが、制度管理といいますか、非常に細かな管理というものが、そもそもその性格からして非常に困難なところがある。自動車のものをつくっていくという視点、それから、使っていくというプロセスにおいても、自動車のような品質管理とはある意味で両極端の管理をせざるを得ないというのが実態上の特性としてあるということがあります。

そういう意味で、自然状態であるということから、管理者による管理というものが一方で非常に大きな役割を果たすというふうにも見られるのではないかと考えております。この辺につきましても、御意見をいただければと考えております。

また、29 ページ、これは 先生からアドバイスをいただきまして、最近のいわゆる国民の生命・財産に直接かかわる法律ということで、横に並べてみました。私どもこれまで河川法あるいは水防法あるいは災害対策基本法という中で見てきているわけですが、最近、国民保護法制が整備されまして、各自治体での取り組みが進んできているところであります。こういう中での国の責務あるいは地方公共団体の責務、国民の責務、こういったものの中で現在置かれている河川、あるいは今後の河川管理というものの国あるいは地方公共団体あるいは地域の皆様方の責務というものの在り方というものも併せて御意見をいただければと考えてつけさせていただきました。

飛んだ説明になりましたが、以上、現状について説明をさせていただきました。

(委員長) ありがとうございます。

大変広範で、どれにも皆さん御意見があると思います。それぞれのお立場から御自由に御発言いただいて審議が発散しても、何かいいものが、光るものが出てくればいいんじゃないかと考えております。

これまでの河川行政を振り返りますと、河川法には昔は河川工事実施基本計画というものがありましたし、今は河川整備基本方針、河川整備計画というものがあります。皆さん実務家はこれを河川行政の判断基準にしてものを考えている。ここはいずれ堤防をつくるんだ、この上流にはダムをつくるんだ、いずれこういう堤防ができればこうなるんだということで、すべての管理もそこから発想しているんです。これからお金もなくなって上流へダムをつくれと言ったってそう簡単にはいかない時代となるでしょう。一方、洪水の方は待たなしてどかっと来たときのことも考えて対応していかなければならない。昨年、東海豪雨のときに下流では新川というところが破堤して、何千世帯が水に浸かっているのに、上流ではポンプを汲んでじゃんじゃん洪水を流してきた場合があります。河川局の皆さんは、じゃあ排水規制をやればいいんだと言うんですが、排水規制というのはそんなに簡単にできるのが問題です。河川局の補助の予算でもらったポンプなら止められるでしょうけれども、下水道のポンプは止められるのか、農業のポンプは止められるのかと、そんな問題が出てくるんじゃないかと思えます。

過日、淀川では各県知事さんとの会合でお話ししたんですけれども、洗井堰を閉めるなと言うんだけど、どうしても洗井堰を閉めなければならぬときぐらいは少なくとも淀川流域の皆さんは全員、淀川に内水を吐かないこと、淀川の破堤を回避するため家が水浸しになってもという覚悟ぐらいは全知事さん方が持っていただけませんかということをお願いいたしました。まだお返事はもらっていませんけれども、これなどはやはりちゃんとした基準があってしかるべきではないか。これを工事実施基本計画、河川整備方針やらで決めるのでは、そのうちに堤防をつくってちゃんとやるからいいんだという発想になってしまって、つまり将来構想になってどうも現実の管理に反映されないんじゃないかと思えます。

過日、円山川のときは、市長さんが命令を下してポンプを止めたということで、大変勇気のいることだったんですね。恐らく地元の所長さんから要望されて止めたんだと思いますが、そう勇気のある市長さんばかりいないんじゃないでしょうか。上流ではじゃんじゃん内水を汲んで、下では破堤しているということは十分あり得ます。そういう意味で、管理を真正面に置いた河川整備計画くらいの重みのある管理規則というものがないと、現場の所長はたまらんのじゃないかと思い、冒頭で述べました。これから自由に御発言願いたいと思えます。どうぞ御意見のある方は順次お願いします。よろしゅうございますか。

せっかくですから、委員の代理の方に冒頭、口火を切っていただきたいと思えます。

(委員) それでは、昨年災害を経験いたしましたして、また、今年水害サミットという災害

を経験した自治体が集まって9月にサミットを東京の方でやらせていただいて、そこで出た意見を踏まえて何点か意見を申し上げたいと思います。

まず、1点目は、信頼できる水位の予測システムの共有という形で、これは理解ができるという意味での信頼できるという意味なんですけれども、水害の去年の当時4時過ぎに、豊岡河川の事務所の所長さんからうちの市長に夜9時には計画高水位を超えるというような連絡をいただいたんですが、なかなか今までの経験から理解できなかったという状況がまずあります。現実には水位が急上昇しまして、早く上がってしまったというのがあるんですが、これが、もう少し水位の予測のある程度の知識というものがあれば、もう少しスムーズに動けたのではないかと思います。現に、水害サミットでもできるだけ早く逃げてもらおうような仕組みが必要であるというような意見も出ていまして、これはやはり日常管理からどのような形で情報を出せるかということと非常に大きく関係しているのではないかと考えております。

それから、2点目は、豊岡の場合は台風とか豪雨が夜間に来ることが多うございまして、夜間に来たら何も見えないからしょうがないということではだめなんじゃないかと考えております。ですから、夜間見えなくてもどのようにカバーができるのか、それは日常管理も含めてどのようなカバーができるのかということを検討する必要があるのではないかと考えています。

それから、3点目は、河川の施設に関する最新の情報の提供と共同した現地の把握ということで、河川管理は勿論管理者の方がやられるわけですけれども、これは管理者の方がやられても限界があるわけで、地元の県とか市と一緒にやることによって、河川の状態を常に把握することができるのではないかと考えております。それと、大きなときだけこういう洪水が来ました、解析したらこうでしたということではなくて、日常から少しの雨でもこんな状況でしたという情報があれば、河川の状態というのがその流域の方に理解ができるのではないかと、そういうことをしていく必要があるのではないかと。

それから、災害直後から地盤が非常に悪いものですから、堤防がすぐ沈下してしまうということで、GPSを活用した堤防高の管理というようなこともしていただいているわけですけれども、これにつきましても、できるだけ情報を積極的に出していきたいなと考えています。

それから、河川の洪水と同時に土砂災害も起こるわけですけれども、これが市長ごとにいろいろ管理あるいは避難勧告のデータをとってしまっても、非常に難しい面がございまして、これは流域全体で整理をしてやっていく必要があるのではないかと考えております。

それと、山地の約7割が人工林で荒れ放題ですと、健康な河川にするには山の整備が必要ではないかというような意見も出ていました。これにつきましては、やはり間伐して、最近はどうも切ったものをそのまま置いておくというようなことがありまして、これが洪水時に流木として流れて、非常に危険な状態あるいは下流域にごみとしてたまってしまうというようなことがありますので、この辺の管理も河川管理者の域を超えるのかもしれませんが、やはり関係機関が連携してやっていく必要があるのではないかと考えています。

特にごみの問題につきましては、下流域でありますと、例えば我々豊岡市でしたら、災害の後に我々が処理をしなければならないと。このごみはどこから来たのかというような疑問もありまして、これは誰がするのか、どういうふうに負担していったらいいのかということも含めて御議論いただきたいと思います。

それから、最後に環境面なんですけれども、豊岡市は9月24日にコウノトリを試験放鳥しまして、今まだ郷公園の近くを飛び回っているような状況でございまして、そんなに遠くへは、最近は少し遠くへ行き始めたんですが、少しずつ外の世界に慣れていっているというような状況でございます。環境面で今、激特事業をやっていただいているんですが、環境面でもやはり配慮した形で河道掘削等を進めていただいております。地元にとってはやはりコウノトリより地元の命・財産が大事だというような声もたくさんありまして、その調整が大変なんですけれども、これは国交省の方でいろいろ苦勞していただきながらやっていただいております。

以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。

去年の災害の御経験でいろいろお話しいただいた中に、それに基づいて豪雨災害対策総合政策委員会で予測をしっかりとやりましょうということになりました。実は学問的には大変な世界に入り込んだなと私が思っているのは、大河川は上流で集中豪雨があって、やがて上流で河川の水位がだんだん高くなった、では、そろそろ準備するかということで相当の時間があるんですね。中小規模の河川は、円山川などもそうだったかもしれませんが、あっという間に水位が上がってくる。ある余裕時間を置いて避難勧告すればいいじゃないかと云ってみても、避難勧告をして場合によっては動けない人がいて、手伝って安全なところへ連れていくため、30分とか1時間とか掛かる、その時間も織り込んで予測という雨が降らないうちに豪雨になるかもしれないから逃げてくださいという話になって、大変空振りが多いんじゃないでしょうか。前回の大規模降雨災害委員会では、空振りOKで出し

ましようという原案を書いたんですが、大変市長さんから評判が悪くて、そんなものは出せないよと言わないまでも、確実じゃないと出せないよというお話でした。そうすると、これから確実でなければ出さないよと言いながら、十分な準備時間を置いて出さないといかんとか大変で、これはなかなか技術的に難しい課題をこれからやらないといかんということになりそうなんです。水害サミットでは、出す側からすると空振りOKで出させてくれと言いたいんですが、いかがなものごさでしょうか。

(委員) 水害サミットでは、どちらかというやはり市民の側に立った御意見が多ございまして、なかなか実態上技術的に非常に難しいという面が少し隠れてしまったような形にはなっております。ただ、我々が考えていますのは、できる範囲のことをやるしかないわけで、それが90%の制度であるのか、80%の制度であるかという議論があるのと、それから、もう一つは、ある程度確実でないといけない、では、できない場合はどうするかというときに、やはり地元の自治防災組織なり、地域の地区ごとの防災に対するものの考え方というものを、やはり災害の準備として併せて組み込んでいくと。ですから、どうかわからんけれどもというときには、やはり地元がその地区にとって安全な方策を考えて行動していくということをセットで考えていかないと、非常に難しい面があるのではないかと考えております。

(委員長) どうぞ御意見のある方。

(委員) お話を伺っております、話が難しいのでちょっと心が重たいのですけれども、やはり今回は治水課が事務局をされるということもある意味象徴的なのかなと思っております、深い意味があるのかどうか私は知らないのですけれども、河川に限らないんですが、行政が戦後ずっと展開してきて平成9年に河川法の改正をやって環境の話が入ってというようなことで、それなりに変遷してきたんですけれども、今私たちが直面している問題というのは、そういう話ではなくて、本当に骨格中の骨格の治水レベルで枠組みを何か変えないといけないといいますが、どういうふうに対応していったらいいのかということで、それは災害が大きくなっているということもあるし、社会状況が変化しているということもあって、本当の背骨のところが問われているということがあって、大変話が苦しいなと思っております。

それで、少し気がついたところを申し上げますと、先ほど東海豪雨の話があって、例えば、流域レベルで水の管理をするというときに、河川の管理と下水道の管理をどうするかという辺りが象徴的なのだと思うんですけれども、その話というのは流域レベルで水の管理をしようと思えば、これも国がやるしかないというか、自治体にやりなさいとい

うのは自ら利益相反行為をするということになりますので、自分のところを犠牲にして大  
河川を守りましょうという話なので、それは言うなれば合理的な行政としてはなかなかし  
にくいところがあるんですね。そうすると、そこが限界に直面しているわけですので、そ  
こから距離がある行政がやらなければいけないということは理屈からは当然出てくること  
で、そうすると、県であったりあるいは国であったりというところが、しかも自治体の長  
の責任を問わない形でやってあげないと行政は動かないと思うんです。だから、これは素  
朴な地方分権の話とは真っ向から反する話だけれども、まさに水の管理ということであれ  
ばそこが必要なところで、ここはあるべきスキームということからすると、それはやらな  
ければいけない。

それから、先ほどの避難勧告の話もそうで、空振り覚悟でという話もまさに同じで、も  
う避難勧告を出しなさいという形で自治体の長なら長を縛ってあげるといいですか、裁量  
がないような形にむしろしてあげないと、そういう避難勧告というのは出せないというよ  
うなところがあって、そこら辺は多分大きな骨格の転換みたいなものが必要なんだろうな  
ということを感じたところであります。

2番目は、少し中期的な話になるのかもかもしれませんけれども、どこに着地するかはまた  
3月にやっていただくとしまして、中期的には参考資料で配っていただいた28ページの  
図がございますが、今みたいな話をどういうふうに行行政体制をつくるかと考えるときの  
一つのモデルとか要素として参考になるかなと思うのは、この表なんですけれども、河川と道路を  
ベースにして家電・自動車というのは結構新鮮なんですけれども、河川、道路でいくとい  
う整理をされておられるんですが、是非加えていただきたいのは港湾と海なんです。港湾  
というのは面白くて、研究が全然進んでいないところなんですけれども、ちょうど自然公  
物と人工公物の中間形態もしくは併合している、2つの要素があるものなんですよね。そ  
ういう意味では河川と道路のモデルというものはあるんですけれども、その中間にあるとい  
うことで、それも併せて検討されるといいと思うし、それから、海岸ではなくて純粋な海  
も自然公物中の自然公物で、これは公物管理のスキームが当てはまらないところなので、  
一般的な規制権限みたいな国際法の話も出てきますし、そういうところで考えていかざる  
を得ないけれども、それなりに動いているわけです。広い意味での統治権・警察権みたい  
な話になるんですけれども、それを加えていただくと要素が更に増えるかなということ  
を申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ3点目なんですけれども、29ページで危機管理のお話も整理してい  
ただいたのですが、これもやはり議論の素材ということだと思いますと、災対法と国民保護

法の関係というのは、一つの切り口としては国と地方の役割分担がどうなっているかという話ですね。それから、トップダウンかボトムアップかという話と、それから、事務が自治事務か法定受託事務かというところも違って、あともう一つは、災対法と国民保護法というのは避難のやり方が大きく違うんですね。例えばエリアは、災対法は市町村ベースでやりますし、国民保護法は県ベースということになりますので、避難の領域というのは災対法はとても狭いんですけれども、まさに市町村の内部でやりなさいよという話です。しかし、国民保護法は相手が動いて攻めてきますので、それは大変広域的になり、県境も越えるというようなことで全然違う。そこでやはり県とか国の役割が違うものとして出てくるということが大きな特徴だと思います。

それから、道路と河川は覚えていないんですけれども、有事法制の中で公共施設利用法ができていますよね。あれがまさに公物管理について、特に港湾とか空港については国の権限の代行制度を認めておりまして、指示とか出すような形になっていまして、そこも新機軸と言えば新機軸であります。恐らく水の話というのは、その両者の要素がミックスするような形になるんだらうというような感触を持っているところなので、それも改めて調査・研究していただけるといいかなと思います。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。

港湾と海は、ここで言うところの辺が中間というのですか。

(委員) 海は河川の左ですよ。モデルとしては河川よりずっと左、純粹自然公物で、港湾は河川と道路のちょうど間ですね。

(委員長) わかっていないまま進めます。道路の管理は道路法があって、他に道路交通法というのがあって、道路交通という大きな管理は警察がやっているのですね。道路管理者は道路に穴が開かないようにだけやればいいとなっております。河川の場合は、上で遊ぶ人から洪水からみんな一応河川管理者が管理してくれるのか、河川敷の自由使用というから全く誰でも自由なのか。一定の規律はないのかということです。私の調べたところでは、昭和 39 年ごろ、河野建設大臣が多摩川の堤防をつぶして住宅をつくと、高速道路をつくと云ったことを伝え聞きました。その一件はどうなったのかな、河川局には、余り資料は残っていなかったんですが、国会議事録にしっかり残っていました。当時の河川局長は「住宅も道路も大事ですから結構でございます」という答弁をして、そのとき都市の学識経験者が猛反対をしました。東京は防災空地とか都市緑地に必要な空地をみんなつぶされたと、最後の多摩川をつぶされたんじゃかなわんと言って、経済同友会代表幹事

だとかいろいろな学識経験者、都市を愛する人たちがあれを止めたというのが国会議事録ではっきりしました。ということは、河川管理者は気の狂った大臣が来るとやばいなというのが私の感想で、これはこの際しっかり管理基準を設けて、そういうときでも耐えられるものにしておかないといけないと思います。私はこの管理基準というところに非常にこだわります。平成9年に環境条項で河川法を大改正とみんな喜んでいるんですけども、中身は余り変わっていないんじゃないのと思います。実は河川整備計画の委員会に環境の先生が出てきて、どこが変わったんだと、目次には環境という一言がないじゃないのとおしかりを受けているような状況です。ここもしっかり充実しておかないと大変なんじゃないかという思いがあります。今の先生のお話を聞いて自信が出てきたんですけども、管理の基本という意味でがっちり組み立てたものが必要なんじゃないかという思いがあって、発言させていただきました。

私の発言に関係なく、どんどん御意見をいただきたいと思います。

(委員) この委員会に参加させていただきまして、面白い材料がたくさん今日のお話でもあったんですけども、先ほどから出ていますように非常に発散傾向がありますので、私自身もどの辺にまず焦点を当てて頭の中を整理したらいいかなということで大変迷っておりますが、やはり何と言っても災害との関係、治水の観点ということでまず考えたいと思います。

私もいろいろな機会にそういう問題については勉強させていただいていますけれども、今回の研究会で昔と何が変わっているかということですね。いろいろあるかと思いますが、その1つは、やはり国と地方の関係だろうと思います。それがかなり変わってきているということ踏まえて、しかしまた、その流れにただただ流れていくのではなくて、勿論河川管理のロジックがありますので、そこをどう調和させていくかということだと思います。そういう点でちょっと考えているんですが、これも前置きになりますが、私は2級河川を自治事務にするか法定受託事務にするかということで、当時の皆さんと敵対的な関係で頑張ったことがあります。その点については敗退したのですが、そのとき、2級河川は自治事務でよいではないかと、それからまた、1級河川についてもできるだけ分権の要素を入れるということを申しました。その一つの論拠は、1級河川ですら、九十幾つでしたか、そのうちのほとんどは一都府県内に収まっているはずであると。そうでない河川というのはほんの数えるだけしかないということでありまして、そのデータそのものは今でも私はそう思っております。ということで、ですから、国の役割と都道府県の役割というものを河川の管理についてどういうふうに仕組んだらいいのかというのは、やはり基本的な論点



としての残っているだろうと思うんです。

今日出された具体的なテーマとの関係でいいますと、大きく分けてやはり河川管理施設の整備・管理という話と、それから、洪水時における危機対応の話というものを一応分けて考えた方がいいのではないかと。それぞれについて役割分担をどうするかというのはありますけれども、差し当たり今日いろいろ出ております御説明からしますと、危機管理の問題については、やはり河川管理施設の設置管理者と地元との間で、いかに密接な連携システムをつくるかということが非常に大事であろうと。それは、危機時だけではなくて御説明にもありましたように、日ごろから地元住民、水防団を初めとしてですが、河川と向き合って河川のリスクを考えながら行動選択をするという習慣、日本では昔からあったはずなんですけれども、都市部ではそれが希薄になっているということもあるので、その辺の日常的な体制も含めてのことです。そういうことで、その辺はやはり市町村なり都道府県なりにかなり大きな責任を持っていただいて、国と住民との間をコーディネートしていくということは非常に必要なのではないかとこのように思っております。

それと、河川管理施設そのものの整備というのを一応分けて考えて頭を整理していったらどうかなというのが差し当たりの部分です。その先の具体的なアイデアというのは、まだこれからいろいろ考えさせていただきたいと思っております。

(委員長) ありがとうございます。

(委員) 治水のことは何度か分科会で申し上げたんですけれども、去年の台風のときに私のNPO法人の事務所のあるところが内水氾濫でかなり水に浸かったんですね。今、自治体がすごい勢いで下水管を改修して安全にしていますけれども、そのときに何が起こったかという、飲み屋さんにはいたんですけれども、雨が激しくなって外を見ていたんですね。常習的な内水氾濫地域ではあるんですが、すごい勢いで水位が上がって、みんなわっとなるわけです。その後、上がり切らずに済んで、地下の飲み屋さんなんか並んでいるところですから本当に怖かったんですけれども、地下ではない行きつけの飲み屋さんに数日後行って、その人は大変に熱心な治水ファンでありまして、国土交通省の携帯電話による情報サービスを受けて、飲みに行くとその話をしますよ。一昨年にサービスを受けるようになったんですけども、年がら年中鳴って、開けると役に立たない、見てもわからない数字ばかりで「先生これは何なんだ」というので、「僕がやっているわけじゃないけれども、気に入らなければ切ってしまう方がいいじゃないですか」と。でも、気にならずとやっていて、そのままに大水の出たときも見ているわけです。そこに出ているのは、鶴見川のことをよく御存じの方はわかりになると思うんですけれども、亀甲橋水位なん

ですよ。足元に水が上がってきているのに、一生懸命、亀甲橋水位を見ているわけですね。これは地域の人の基本なんです。治水をやるのは河川管理者だと信じていますから、国交省の情報を見ているんですね。外水氾濫と内水氾濫と言われてみればみんなわかるんだけれども、緊張したときに内水氾濫のことなんか頭にはないんですよ。足元に水が流れているのに安全だというのが見えているわけですから。

やはり内水氾濫情報と外水氾濫情報というのは一本化して、市民がアクセスしようと思ったら両方出るといようにしなければいけない。これは、いろいろなところで話すんですけども抵抗が非常に強くて、今ハザードマップを両方するべきというグループのところで止まっていて先に行かないんですね。ただ、短期的な課題としては、やはり混乱を避ける情報対応が必要だろうと私は思っています。どうやるのがいいのかわからない、やはりさっきの さんのお話で言えば、京浜河川事務所が責任を持って情報窓口となって、そこへ電話を掛ければあるいは情報をとりに行けば、そこから例えばホームページで内水氾濫情報をとれるというふうにするしかないんじゃないかと思うんですが、まだそこは詰まっていないんですね。

それとの関連で中期的なことを言うと、やはり下水道管理者の人が俺たちは治水をやっているという自覚を持ってくれないんですよ。そういうことを言うと何か変ですけども、自分たちは治水をやっているんじゃないと、治水はああいう河川がやるので。実は今朝、こういう会議とは別件なんですけれども、治める水ではなくて自治体がやるのは知る水程度ですとおっしゃるんですね。知る水程度で水は上がってきてしまうわけですから、やはりそこには下水道管理者の自治体としての自己制約みたいなものがあって、それを外さないため、外すためには下水道自身が例えば、同じ流域に複数の下水道管理者が、実際川の場合には横につながってお互いに河川管理者と協力して治水をやらなければいけないんだというような連絡組織をつくるということまで行かないため、下水道の方ともよくその話をするんですけども、なかなかできないんですね。下水道の治水連絡組織みたいなものを河川局が言って動くのかどうか分かりませんが、やはり中長期的な大きな都市で見ていると、切実な課題だと思います。

あと、環境については言いたいことは山ほどあるので、2～3時間しゃべってしまうと申し訳ないのでちょっとだけ言いますと、今回の資料はとてもよくつくっていただいて、例えば環境の管理を考えると、川の置かれている位置とか地域性もあるだろうし、そういうことに本当に留意しなければいけないとなっているんですね。鶴見川のような川だと、あそこの高水敷というのは、例えば、利根川だとか大きい川の氾濫源とは全く意味

が違って、近隣の人はあれは公園だと思っているわけです。草のぼうぼう生えた汚い公園だと思っているわけで、ところが、河川管理者の方は土手の草刈りは堤体の安全を確保するために予算をつけるけれども、高水敷は草が生えようが、水の流れ方は大して変わらないんだから、これはお金を掛けないでいいんだと言い切ってしまうたりするわけですね。実際に予算はついていないんですよ。市民には幾ら説明してもわからないです。草が生えて汚いんだから、どうにかしろと。あるいは犯罪の可能性があるんだから、どうにかしろということになって、間に入って困るのは我々のようなNPOで、全部刈られてしまうと鳥が住めなくなる、バツが住めなくなるとお助けに入るわけですね。場合によっては、ただで3,000㎡刈ってくださいということになって、現実にもそういうことをやっているわけですが、その先に行かない。とにかく川の脇にいる市民が見ている高水敷の見え方と、河川管理者が考える高水敷の見方というのは余りにずれている。このずれは、やはり都市の問題だから都市河川に特定してまず考えて、それも地方に応用できるものであれば応用していただく。とにかく現実、都市の問題だから考えていただきいたと思います。

その中で一つ非常に重要なことは、学校による河川利用なんですね。水辺の学校のことでもあって、学校の子どもたちを川でいろいろな勉強させるとというのがどんどん進んで、我々は応援するわけですが、学校の川での学習というのははっきり言って大変危険です。我々は十分注意して連れていきますが危険で、ややもすると河川管理者からのアピールというのが、先生たちどんどん川に出てきていろいろな面白い活動をしてくださいとなってしまふんですよ。そうなったときに、河川空間の安全管理をどうしますかということ、これは鶴見川などの小さい川でも全川一括というのは無理です。どこでも安全というのは。そういうものを我々が拠点を決めましょうと。つまり、ここは学校が来ているいろいろな活動をして、場所ごとにメニューがあって、ここだったらこんな学習、あんな学習ができますと。水辺の学校の少し大きいようなことを考えているわけですが、その代わりに、その場所は河川管理者がある程度責任を持って市民と共同して、法律的にどうするかわかりませんが、ある程度の安全性を保障するようなことにしないと危ないんじゃないかと。

典型的な例を1つ言いますと、私たちは子どもたちが川に行って魚とりをするというのは普通に魚とりをさせていたんですけど、あるときやはりライフジャケットを全員つけないといけないんじゃないかと。それはそうだなというので、80人ライフジャケットをつけて、こんな浅いところで魚とりをやるわけですよ。本当にこれをしなければいけないのか。それが、たまたま1日目が雨だったので、濡れたライフジャケットを使わないもの

を全部事務所に持ってきて、事務所に1週間ライフジャケットが80個、オレンジのがカーテンのようにぶら下がって、改めて実行したときは全部使ったんですけども、そういうことを言い出すと子どもたちが誰も鶴見川で魚とりができなくなります。ここは安全だからライフジャケットがなくてもやっていいよというような場所をつくらなければいけないとか、都市における子どもたちの自然学習とか防災学習というのは川に出てくるのが一番いいと思うんですけども、安全に出てこられる場所を河川管理者が管理上の対応で工夫するというのは、今とても切実なことだと思います。

(委員長) 都道府県の立場から 委員。

(委員) 新潟県の方で昨年、私ども先ほども御紹介がありましたように、水害と地震という大きな被害を受けたわけでありますが、その中で特に水害の際には五十嵐川、刈谷田川というような県で管理しております河川が破堤しまして、これで長い期間浸水をしていったということがあるわけですが、その中で危機管理の重要性というのを非常に私ども身につまされました。特にその中で、先ほども御紹介がありましたように、市町村の皆さんが避難指示とか勧告ということをする際に、河川管理者の方から具体的な情報、特に水位がどうなっているとか、それから、上流の方でどのくらいの雨が今降っているのかとか、そういう情報というものがしっかり住民の皆さんに伝えられるかどうか、それが不明確でありますと、市町村長さんの皆さんも判断が鈍ってくるということが当然ありますので、ここを正確に早くということを私ども昨年、非常に強く感じました。

それから、国との連携ということになりますと、昨年の場合に長い期間浸水しておるような状況の中で、国の皆さんの方から排水のポンプを、これは34~35台お借りしまして、各河川のところで内水の排除に利用させていただきましたが、照明車とほかの機材も含めて、国の皆さんとの連携ということも強く感じました。そういう意味では、県という立場は河川管理者ということもありますが、国と市町村長さんとのちょうど間にあるようなところに県はあるわけですけども、その中で、やはりこれからの危機管理というのは非常に情報を含めて連携していくことが重要なんだと。とても県だけの力ではできない部分も相当あります。やはりそこはいろいろな方との連携、これは今も出ておりましたNPOの皆さんとの連携ということも非常に大切だと思っております。今回の場合も、やはり後の災害調査等の中ではNPOの皆さんに現地に行っていて、現地の調査をしていただくということでも非常に力になっていただきまして、こういうところをふだんから仕組みとして一つ持っておくことが、持続可能な河川管理という面では大事なのかなと。

それから、通常の管理の部分でいきますと、先ほど来出ておりますように予算という面

で見ますと、今、都道府県を含めて非常に財政的に厳しくなっているということで、当然河川の整備の部分が進捗が遅れております。それに伴いまして、維持管理という費用の面も、これは毎年建設する部分の予算を削っても最低限の維持管理は必要だということで、私どもの県でも維持管理の予算の確保に努めておるわけですが、なかなか満足なだけの維持管理の費用が確保できないということで、例えば、直轄の堤防の場合には、2回とか3回という除草をおやりになるわけですがけれども、県の場合には1回がせいぜいでありまして、2回というところがなかなかできない。それから、中には全くできないと。やはり全部予算確保ができませんので、その中で優先度を決めて水防上重要なところは1回は確保して危険のチェックをしたいということをやりますが、余り重要性の低いところはゼロにして、その分パトロール等で補充しようとか、そういう工夫をしておりますが、やはり財政的な面で通常管理のところにも非常に大きな影響が出ているなと感じております。

以上でございます。

(委員長) その重要な箇所等は、今は予算を見ながら結果的に決めるということになるわけですか。

(委員) はい。予算がどんどん削られておりますので、やはりその中でNPOの皆さんとかそういう方にパトロールの一部を担っていただくとか、従来は行政の方でやっていた部分もそういうところでもできるだけ経費を下げて、その中で管理をやっていこうという動きもあります。

(委員長) 委員どうぞ。

(委員) この安全・安心のテーマが河川管理委員会として発足したことは、私にとっては非常にうれしいことです。先ほど委員長が、正面からこの問題を取り組むべきだと言われましたが、私はずっと同じように考えておりました。その点では、これだけ資料が出てまいりますから、どこをどういうふうにするというのは確かにまとめるのは大変です。でも、具体的に、私が特に関心があるところについてでしたら、もう少し管理の問題としていろいろ検討すれば解決の方向を見出すことができるものがある課題も多いと思います。河川整備基本方針とか河川整備計画では、河川管理については当然書かれているんですけども、もう少しその川に応じた管理の考え方や、目的があって、管理の指針とは言いませんけれども、そういうものが非常に大切と思っています。治水課がいよいよ河川の本論に入っていたいなとうれしく思っています。

私が特に関心がありますのは、この11番から18番ぐらいまでに書いてあるところです。ストックの適正な維持管理から日常管理ぐらいまでのこういったところは、技術論との兼

ね合いの中で今まで相当明らかになってきたり、もう少しこうした方がいいんじゃないかとか、それから、これまで管理をやってきましたけれども、それをどのように改善するのが望ましいのかというところがあるんだろうとっております。

例えば、11 ページのストックの適正な維持管理の中に、堰、排水機場、水門等の構造物の老朽化についての図が左上にあります。この図は私は今日初めて見せていただきましたが、こんなにも設置数が多いとは驚きました。しかも、もう数十年経っているものが、これからどんどん出てくることになります。堤防の延長が長い中に、こういう土とは異なる構造物が入っていることを考えたときに、維持管理の問題はとりわけ重要になります。

先ほど来から話題となっている洪水位の問題もあります。私はまず洪水に対する河川管理の問題を考えると、それぞれの河川の特徴、ここでは目次には河川のいろいろな特徴について、書かれており、これを十分理解することが大切だと思います。次に管理者は、洪水になると、どんな流れ方をそれぞれの川はしているのかをしっかりと見極める基本的な心構えと理解が管理にとって重要とっております。そうなってくると、従来からいろいろやられているもののどこに着目すればいいか、具体的にはあまりお金を掛けずに着実な管理をするにはどうすればいいかを考えます。洪水の痕跡の持つ意味とその活用をしっかりと見極めることです。洪水が起こった後の痕跡はどんな付き方をしているのかを、規模の異なる洪水によってどんな痕跡になるのかを見極める。それから、痕跡が河川構造物とどんな関係になっているのかを見極める。そうすると、水位については、どのような場所に着目すればいいかとか、計画のための水位の問題と管理のための水位はどういうふうに考えるべきか、洪水時の水位情報をどのように発信すればいいか等わかってくるのではないかとっております。従前に比較して、技術力も、理解力も、観測体制も、その後のケアもかなり充実してきている。お金の問題はあるんですが、危険の疑いのあるものについては確実にそれをチェックするということが管理の基本だと思います。

私は鶴見川沿いに住んでいまして、よく歩いたり走ったりするんですが、そのとき、この構造物のこの周りの変状はこれでいいのかなというようなことに気付くことがあります。そうすると、やがて何日か経って行ってみると、確かにそのところをセメントで埋めたり、手当をしているのが目につくんです。そうかといって、必ずしもそうでないところもあったりします。結局、何が問題かということ、そういうものがあるということと、それがどういうふうに変状を来しているかという経年的な時間的なものも是非見てほしい。近年、安全工学の考え方が管理の中にも入って来ようとしています。我々河川管理をするときに、そのある程度のリスク的な考え方も入れ、これまでの経験を中心としたものでない

やり方も入れて、データのとり方、活用の仕方を探り入れて努力をしていけばいいと考えています。これは別にお金がそれほど掛かる話ではなくて、どういうふうデータを読み、判断するのかということ和管理基準の中に入れていけばよく、我々が勉強させていただいた技術中でも、相当の支援ができるんじゃないかなと思っております。

それで、もう一つは、先ほど内水の話がありましたけれども、具体的に破堤をして氾濫するということの問題を安全・安心が持続可能な河川管理の在り方の中でどうとらえていくのだろうか、そこまで広げるのか広げないのか。管理との関係で破堤問題を技術的にしっかり考えれば、それなりのしっかりした管理の考え方ができると思います。堤防の破堤があり得るということを考えた上での堤防の管理が行われれば、それはそれで今までと少し違うスタンスの考え方が出てくるんじゃないかというふうに感じております。できましたなら、管理技術の検討会が並行して行われているということですから、そちらの方も含めて検討できればいいなとも思っております。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。

事務局の困惑は、皆さんの注文を聞いたら金は無限大に欲しいし、人員も欲しいよということになりそうです。今、新潟県の担当者のお話は、仕方ないからあっちを切って、こっちを切って、予算が減るたびにやっているんだよと。それでも管理水準はしっかり守れと言うのでは、破堤が起きてみたら実はあそこは足りなかったではないかといつも言われて、言い訳になるわけですね。事前にわかっていたら対応するはずなんですけれども。これから非常に資力も乏しくなってくると、その管理レベルをどこは下げて、どこは頑張るのかとかそういう問題になっていくのでしょうか。そういう意味で、学術の方でしっかりフォローして、ちょっと眺めただけでもすぐわかるのと、毎日見なければわからないものとかに整理されてくるのだと思います。これからは管理水準を国の資力と人材とでどれだけまで守っていけるのか。場合によっては、どこは守れなくても仕方ないということも視野に置いて、この河川管理の水準をどこに置くか、その水準で皆さんの合意がどこまで得られるかが課題ですね。恐らく最後のアウトプットのときは、そうしないとみんな注文だけになってしまうかなと私は思っているわけです。

それで、そういうものがもし仮にできたとしたら、その管理水準では問題が起きても仕方ないねとなって、では、新潟県も河川の予算はもう一回考え直して、やはり増やさなければいかんというところまでつなぐればいいんじゃないかと思っています。そういう意味で先ほど 先生が、みんな市町村に任せるとかわいそうだ、責任をおっかぶせてかわい

そうだから、そこは国がどんと責任を持ってちゃんと警告を発するようにしたらどうだということでした。法律は河川法とか防災関係だとかありますよね。それぞれ独立していますから、その間の連携関係はどう考えたらいいんでしょうか。河川管理者という河川というものを管理して工事をやっているだけの人が、ある日突然、避難勧告しなさいよとか、どうも雨が降ってきそうだよとか言うのは、お節介かもしれないけれども、行政的な連携ではいいんですが、空振りしても出しなさいよと言うか言わないかという辺りの判断になると、どう考えたらいいんでしょうか。ちょっととめどもない質問ですが。

(委員) 骨格的なところを言うと、水系主義ですので、要するに水系主義で水の管理を広域的にやらなければいけないという話は、最終的な責任者と基本的な指針は、やはり国ないし流域を包括するような地方公共団体があれば、それでもいいんだけど、そういうものが持たないと一貫管理ということにならないだろうと思うんですね。それが基本的なイメージとしてあって、それで資料2の方にも出てくるような話で、危機管理などもそういうところが、これは質の問題ですけれども、事務の質からしてそういうことだろうということですよ。

ただ、川の管理というのは、日常的な管理は地域の特性というのは当然ありますし、川全部に個性がありますので、各地域の意見を反映したり、そこで動いていただくということは不可欠のところ、そういう意味ではきれいなモデルというのは余りなくて、川独特の仕組みが恐らくは必要なんだろうと思うんですね。そのときに地域という場合に、例えば、環境分野などというのは地域に基本的に任せていいような話であって、しかも、住民とかNPOとか、それから、危機管理についても水防という話になると市町村ベースで恐らくできる話だし、そこに適性が多分あると思うんです。あと、もう少し危険な分野という話になると、県とか警察とか場合によっては自衛隊という話が出てくるという領域の話があるのだろうと。だから、ちょっと観点が違うんですが、施設管理の話と日常的な管理の話と環境管理の話と危機管理の話というのがそれぞれ違うので、国と地方のどっちがどうということではないんです。やはり全体として国がやるべきこと、県に適性があること、市町村がやるべきことというのが、ここの資料2の整理などでもそうだと思うんですが、それぞれ問題ごとにあると。格好よく言えば、問題ごとにきれいにコラボレーションしていただくというのが、国民にとって一番利益が大きいということだと思うんです。

(委員) よろしいですか。破堤云々の大きい話ではないんですけれども、例えば、環境に関しては今、  
さんが言ったものとちょっと違った局面がこれから出てくるかと思うのは、環境切り売り、例えば、環境省のセンスなどだと里山というので、環境というのは



ぼつぼつと要素論であるというイメージがどんどん広がっているんですけども、あれは生態学の基本から言えば大間違いであって、そんな切り売りできるものじゃないんですよ。例えば、鶴見川の高水敷のこの場所の生き物の暮らしというのは、そこに例えば支川が何本か合流しているとすれば、その合流している支川の全流域から植物の種が集まってきて形成されているわけで、そこだけ切り取って、地元の自治体はここはこうやりたいからとやられてしまっただけじゃありませんよ。だから、本当は河川環境というのは河川管理者の、例えば、環境省とかそういうところに譲り渡してはある意味では絶対に行けないところであって、河川の環境を水系一貫でビジョンをつくるというのは河川管理者がやらなければいけないことだと、ずっとそう思っているんです。それが長期的な課題になっている。その中で、里山が得意の人が応援してくれればいいのであって、話が逆になってはいけない。

要素論と全体論というのは、川を扱う場合に本当に真剣に考えなければいけないことで、やはり要素論が強過ぎると思いますね。だから、本当に合流点で見たら、どうしてここにこんないろいろな生き物があるんだろう、この2つの水系の源流から来ているんだと見ればわかるわけですよ。でも、そういうセンスがどんどんなくなっているというのはちょっと怖い。そういうセンスを河川管理者にもっと持ってもらいたい。それから、水系一貫の環境計画、その川の自然の個性を、この川はこういうところですよというものが欲しいと思います。

それから、お金の話で、現場は非常に大変なので、行政の予算を立てて、その予算の中で例えば高水敷の草刈りをするという話にいつもなってしまうんですけども、実はNPOというのはそういうところからなかなかお金が回ってこないんで、自分たちで調達してやっているわけです。NPOが草刈り費用を調達しやすいようなシステムというものが欲しいんです。それは一つは、機能的な草刈りと私は言うんですけども、いろいろな機能のある草刈りをやるから、それに河川管理者が予算化してくださいと、特に都市の場合はそれができますと言うんですけども、全然違うものもあってNPOに寄附が集まりやすくなればいいんですが、今、認定NPO法の改正などを見ていると、例えば、鶴見川流域ネットワークはあんな形で認定されていたら絶対に当てはまりません。つまり、損金で企業がお金をそういうところに入れやすいような枠組みをどうやって工夫するかということが非常に重要で、中小の河川だったらそれで環境管理プラスアルファぐらいいいかなと。例えば、川ごとにファンドをつくって、そのファンドは特措法人みたいな対応を、NPOだっていいわけですけども、川ごとに国なり何なりがバックアップするNPOを

つくってしまって、それを寄附を集めるNPOにしてしまう。条件は多分、寄附金と公共の助成金を含めた助成金で、実際予算の2割を超えればいいと今言っているわけですから、そういうものをつくってしまって、そこにとにかくいろいろな人が寄附を集めてくださいという、新しい財源ができるんですよね。いろいろなところがそれを試み掛けているんですけども、うまくいかないんですよ。それは日本の寄附文化のフィクサーなんだけれども、でも、それを言っていたってしょうがない、ほかからお金は来ませんから、そんなことより河川で工夫できることがいっぱいあると思います。それは小さいお金ですけれどもね。でも、そこからいろいろなことが広がっていくような気がするんですけれども。

(委員長) そのほかございますでしょうか。発散したままで申し訳ありませんが。

時間でございますので、資料3に幾つかの論点整理がございます。次回はこれ辺りでまとめさせていただいて、なおなお発散するかもしれませんが、3月に向かって皆さんの議論を大いに沸き起こした中で、行政の方でくみ上げられるものをまたまとめしていくという方針にしたいと思いますが、そんなことでいいですか。

(事務局) はい。今日、実は資料3としてお配りしていますが、先ほどから例えば、

先生から施設管理と洪水管理を分けて整理したらとか幾つかアドバイスをいただいておりますので、そういった委員の先生からいただきました御意見を踏まえて、再度まとめ直した上で御説明をさせていただきたいと思います。

それから、1点、先ほどちょっと紹介が不十分でしたが、技術的な検討をお願いしているグループがございまして、先生に座長をお願いして別途、並行で検討をお願いしておりますので、改めて御紹介をさせていただきます。

(委員長) それでは、時間がまいりましたので、ここで閉じたいと思いますが、各委員には本議題につきまして短時間の中で熱心な御審議・御議論をいただき、また、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。次回は本日の議論を踏まえ、御審議をいただきたいと思います。

最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員の御確認を得た後、発言者の氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。本日の議事は以上でございます。

(事務局) ありがとうございました。

最後に、渡辺河川局長より一言ごあいさつ申し上げます。

(河川局長) 本来、最初にごあいさつして趣旨説明等をするべきところでありましたけれども、実は今、予算の時期でございまして、ちょうどこちらの委員会が先にあつたんで

すが、どうしても出なければいけない委員会が入りましたので、大変申し訳ございませんでした。

今、お話を伺っております、私どもからお願いしております課題が大変にまとめにくい難しい課題であるということは大変承知しておりますけれども、いろいろな先生方にいろいろな御意見をいただきながら、先ほど委員長の方からお話がありましたけれども、どういうふうにそこを我々が取り入れていくのかというところを是非、工夫しながらまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

(事務局) 最後に、事務局からの御連絡ですけれども、1月13日金曜日、10時から15時までの現場視察。それから、2月6日月曜日、10時から12時の間、国土交通省4階の特別会議室で本会を開く予定でございます。

また、お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますけれども、郵送を御希望の方におきましては、後日、郵送させていただきます。

以上でございます。